平成２９年５月６日

保護者様

シアトル日本語補習学校
校　　長　中野龍文
園長・高校長　成田智子

一時帰国中の体験入学の扱い（みなし出席）等について

新緑の青葉が繁る季節となりましたが、皆様方には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本校教育活動にご理解とご協力を頂き、深く感謝申し上げます。
さて、７月からの夏休みを控え、一時帰国時の体験入学について本校の方針をご確認ください。

体験入学時の見なし出席について

６月、７月に日本の学校に体験入学した日数は、補習校に出席していたとみなします。（みなし出席）

みなし出席の原則

① みなし出席は同月内に限って考える。　② 一時帰国期間に限る。

【例】6 月 21 日から 7 月 8 日まで日本に一時帰国する場合

月	６　月														７　月							
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
一時帰国期間	←														→							
補習校	欠							欠					欠	欠	欠	欠						
体験入学（日本）													出	出	出	出	出					

この園児・児童・生徒は、６月に４日間、７月に２日間補習校を欠席し、日本の学校に合計１０日間出席(体験入学)しています。補習校を休んだ日数よりも、日本で体験入学した日数が多いことになります。　しかし、補習校を欠席した日すべてがみなし出席とはなりません。

（１）まず６月と７月を分けてカウントします（①の原則：みなし出席は**同月内**に限って考える）。
（２）６月は日本の学校に５日間出席しており、一時帰国期間中、補習校を休んだのは４日ですが、その４日間の中でみなし出席は３日になります（②の原則：**一時帰国期間**に限る）。
（３）７月は日本の学校に５日間出席していますが、補習校は７月に２日間しか授業がありません。この場合、みなし出席扱いは２日です。
（４）結果として、この場合は６月、７月の計５日間がみなし出席となります。

提出する書類

① 欠席届【学校要覧Ｐ36】　保護者→担任→事務所
② 一時帰国届け（体験入学・入学試験・忌引き）【学校要覧Ｐ41】
　保護者→担任→事務所
③ 体験入学証明書　【学校要覧Ｐ48】
　保護者→体験入学する学校長→保護者→担任→事務所
④ 在学・在籍証明書発行願【学校要覧Ｐ43】（**体験入学するのに必要な方のみ提出**）
　保護者→担任→事務所

宿題の受け渡し

一時帰国時に関しても他の宿題と同様に、「前渡し」や学校（担任、教科担任、事務所）からの電子メールや郵送での受け渡しは行っておりません。